

○大府市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農政新時代に必要な人材力の強化を図るため、予算の範囲内において交付する大府市農業次世代人材投資事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施要綱別記1第5の2の(1)に定める要件を満たす者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、経営開始型資金（次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して交付するものをいう。以下「資金」という。）及び経営発展支援金（資金の交付対象者のさらなる経営発展を支援するために交付するものをいう。）

(資金の額及び交付期間)

第4条 資金の額は、経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件を全て満たす場合の資金の額は、交付期間1年につき夫婦合わせて前項の額に100分の150を乗じて得た額（1円未満は切捨て）とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に大府市人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれていること。

3 資金の交付期間は、最長5年（経営開始後5年度目分まで）とする。

4 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該交付対象者（当該農業法人及び交付対象者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれる者又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者（当該農業者が第1項の交付を受けて

いる場合は、その5年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

5 第1項の額は、愛知県が市に交付する農業人材力強化総合支援事業費補助金の額を限度額とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等認定申請書(第1号様式)及び青年等就農計画等(本市にて認定を受けた青年等就農計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。)及び農業次世代人材投資事業補助金申請追加資料(第2号様式)をいう。以下同じ。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 青年等就農計画等を作成するに当たっては、市に相談し、青年等就農計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、愛知県知多農林水産事務所及び第13条第1項に規定するサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、青年等就農計画等の内容について審査し、第2条に規定する要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は青年等就農計画等を承認し、青年等就農計画等承認書(第3号様式)により通知するものとする。

2 前項の規定による審査に当たっては、第13条第1項に規定するサポート体制の関係者と協力して面接等を行うものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「受給適格者」という。)は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(交付申請)

第8条 資金の交付申請をしようとする受給適格者は、大府市農業次世代人材投資事業補助金交付申請書兼請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、交付申請をする資金の対象期間の初日から1年以内に行うものとする。

(交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書兼請求書を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、資金の交付を決定し、大府市農業次世代人材投資事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により、受給適格者に通知するとともに、資金を交付するものとする。この場合において、資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とするが、市長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(実績報告)

第10条 資金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）が、規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、第12条第1項に規定する就農状況報告をもってこれに代えるものとする。

(交付の中止又は休止の届出)

第11条 受給者が受給を中止する場合は、中止届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 受給者が病気等のやむを得ない理由により就農を休止する場合（休止期間は、原則1年以内に限る。）は、休止届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該休止届を提出した受給者が就農を再開する場合は、経営再開届（第8号様式）を市長に提出するものとする。

3 前項の規定により就農を休止した者は、その期間において資金の交付を受けることができない。

4 受給者（第4条第2項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。）が妊娠、出産又は災害により就農を休止する場合は、1回の妊娠、出産又は災害につき、最長3年の休止期間を設けることができる。この場合において、その休止期間と同期間、資金の交付期間を延長することができる。

5 前項の規定により資金の交付期間を延長した者が、就農を再開する場合は、第2項の経営再開届とともに第7条の規定による青年等就農計画等の変更を申請するものとする。

(状況報告等)

第12条 受給者は、資金の交付期間内は毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（第9号様式）を、交付期間終了後5年間（第3項の規定により、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）は毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌（第10号様式）を市長に提出するものとする。

2 受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、住所、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（第11号様式）を市長に提出するものとする。

3 受給者は、交付期間終了後、資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間が経過するまでの間にやむを得ない事由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

4 就農を中断することができる期間は、就農を中断した日から原則1年以内とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

5 受給者は、就農を再開する場合は、就農再開届（第13号様式）を市長に提出するものとする。

6 受給者は、交付期間終了後5年以内に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に農業経営を中止したことを証する書類を添付の上、離農届（第14号様式）を市長に提出するものとする。

(サポート体制の整備)

第13条 市長は、平成29年度以降の資金の受給者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、愛知県知多農林水産事務所、農業委員会、あいち知多農業協同組合、金融機関の関係機関に所属する者で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、前項のサポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。

3 市長は、第1項のサポート体制の中から受給者ごとに「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を決定し、受給者の各課題の相談先を明確にするものとする。

4 令和3年度以降に採択された受給者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画することとし、当該農業者は、受給者の相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

5 サポートチームは、第15条に規定する中間評価において令和2年度以前に採択された受給者についてはB評価相当とされた者、令和3年度以降に採択された受給者についてはA評価の者のうち重点指導が必要な者であると判断された者に対し、重点指導を行うものとする。

（就農状況の確認）

第14条 市長は、第12条第1項の規定による就農状況報告を受けたときは、サポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要があると認めるときは、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（第16号様式）を用いて、受給者の状況に応じた効率的な方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、少なくとも年1回は、受給者への面談、圃場確認又は書類確認の方法により、前項の就農状況確認チェックリストを用いて、受給者の経営状況と課題を受給者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導をするものとする。

4 市長は、第12条第3項の規定による就農中断届の提出があったときは、その内容を審査し、就農中断がやむを得ないと認められるときは、これを承認し、就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（受給者の中間評価）

第15条 市長は、サポートチーム及び愛知用水土地改良区大府事務所で構成する評価会を設置し、資金の受給者の経営開始3年目が終了したときは、次項に掲げる方法により、当該受給者の中間評価を実施するものとする。

2 中間評価は、就農状況報告、決算書等の関係書類、現地確認の状況等も勘案し、原則として面接により実施し、次に掲げる評価基準のいずれかに該当する者は次項に掲げる評価区分のうちAに決定するものとする。

(1) 経営開始3年目の農業所得が、第5条に掲げる青年等就農計画における経営開始5年

目の農業所得目標（以下「農業所得目標」という。）の概ね2分の1を達成する者

(2) 前号の基準を達成できていないが、次に掲げるいずれかに該当する者で、農業所得目標の達成が見込まれると市長が認める者

ア 設備投資等の経費がかさんだことが原因で経営開始3年目の農業所得が農業所得目標の概ね2分の1を達成していないが、経営開始3年目の農業収入が、第5条に掲げる青年等就農計画における収支計画の経営開始5年目の農業収入目標（以下「農業収入目標」という。）の概ね2分の1に達している者

イ 災害による収量低下、市場価格の下落等、本人の責によらない原因により農業所得目標又は農業収入目標の概ね2分の1を達成できていない者

3 評価区分は、次のとおりとする。

(1) 順調 A

(2) 順調ではない B

4 第1項の規定による中間評価の結果の取扱いは、次のとおりとする。

(1) A評価の受給者のうち希望する者については、審査の上、第19条に規定する経営発展支援金を交付するものとする。

(2) A評価の受給者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると第1項に規定する評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導を行うものとする。

(3) B評価の受給者については、資金の交付を中止するものとする。

（資金の停止）

第16条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

(1) 第2条の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 農業経営を休止した場合（第11条第2項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、交付を再開することができる。）

(4) 第12条の規定による就農状況報告を行わなかった場合

(5) 第14条の規定による就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

(6) 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(7) 第11条第1項の中止届を市長に提出した場合

(8) 前条に規定する中間評価によりB評価と判断された場合

(9) 受給者の前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合。ただし、その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、600万円以下となった年の翌年から交付を再開することができるものとし、世帯全体の所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認めた場合は、交付を停止しないものとする。

（資金の返還）

第17条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受給者は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって

次の条による申請により病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号から第7号までのいずれかに該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金の額
- (2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額
- (3) 資金の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を資金の交付期間後に継続しなかった場合（第12条第3項の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第15条に規定する中間評価によりB評価とされた者を除く。） 交付済の資金の総額に、営農を継続しなかった期間の月数を交付期間の月数で除した値を乗じた額
（返還免除の承認）

第18条 前条の規定により資金の返還義務を負う受給者が、病気、災害等のやむを得ない事情により返還の免除を希望する場合は、返還免除申請書（第17号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（経営発展支援金）

第19条 市長は、第15条に規定する中間評価でA評価とされた者のうち、希望するもの（以下「支援金申請者」という。）に経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとする。

- 2 支援金の額は、第5項において市長が認めた支援金申請者のさらなる経営発展につながる取組の実現に必要な額（支援金申請者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合においては、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担額を含む。）のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額とし、150万円以内の額とする。
- 3 支援金の支援対象期間は、最長1年間とする。
- 4 支援金申請者は、市長が別に定める日までに経営発展支援金交付申請書兼請求書（第18号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、支援金申請者の更なる経営発展につながる取組であると認めた場合は、支援金の交付を決定し、経営発展支援金交付決定通知書（第19号様式）により、支援金申請者に通知し、支援金を交付するものとする。
- 6 前項の規定により支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに経営発展支援金交付実績報告書（第20号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 7 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行うものとする。
- 8 市長は、前項の規定による精算を行ったときに実績報告書の経営発展支援金の額が交付額を下回った場合は、その差額を支援金受給者から返還させる。

9 市長は、支援金受給者について、経営開始4年目以降の資金の交付を中止する。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第20条 受給者は、補助対象事業に係る帳簿、証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、大府市営農振興事業費補助金等交付要綱に基づいて申請された新規就農総合支援事業補助金は、この要綱の規定により申請されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大府市青年就農給付金事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により平成26年12月に補助金の交付を受けた者で、平成27年4月1日から同年6月30日までの間に交付申請をする補助金の対象期間の初日（以下「初日」という。）が到来するものは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成27年度第1回目給付分及び第2回目給付分を合わせた1年分の補助金について、平成27年3月31日までに交付申請をすることができる。

3 旧要綱の規定により平成27年3月に補助金の交付を受けた者で、同年4月1日から同年6月30日までの間に初日が到来するものは、改正後の第8条の規定にかかわらず、平成27年度第1回目給付分の半年分の補助金について、平成27年3月31日までに交付申請をすることができる。

4 前2項の規定による交付申請に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の大府市青年就農給付金事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき交付決定を受けていた者は、改正後の大府市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき交付決定を受けた者とみなす。

3 改正後の第12条及び第16条第9号の規定は、この要綱の施行の日以後の経営開始計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 3 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（以下「改正後要綱」という。）の規定は、施行日以後に新たに資金の交付を受ける者について適用し、施行日前に改正前の大府市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定に基づき補助金の交付を受けている者については、改正後要綱第 1 1 条、第 1 2 条及び第 1 4 条の規定を除き、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前要綱の規定に基づいて作成された諸用紙は、改正後要綱の規定にかかわらず、当分の間、適宜修正して使用することができる。